

令和 6 年度における岐阜地方裁判所及び同管内簡易裁判所
の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官に差し支えのある
ときの代理順序及び開廷日割

令和 6 年 1 月 1 日施行
令和 6 年 1 月 1 6 日施行
令和 6 年 1 月 1 7 日施行
令和 6 年 3 月 1 6 日施行
令和 6 年 3 月 2 5 日施行
令和 6 年 4 月 1 日施行
岐阜地方裁判所

目	次
第1 本庁	1
1 裁判官の配置	1
2 部の構成	1
3 裁判事務の分配	2
(1) 民事事件、行政事件 ((3)の事件を除く。)	2
(2) 刑事事件 ((3)の事件を除く。)	1 0
(3) 差戻事件等	1 3
(4) 判事補の研さん	1 5
4 裁判官の代理順序等	1 6
5 開廷日割	1 6
第2 支部	1 7
1 裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官の代理順序	1 7
2 開廷日割	2 0
第3 簡易裁判所	2 1
1 裁判官の配置及び裁判事務の分配	2 1
2 裁判官の代理順序等	2 6
3 開廷日割	2 7
第4 補則	2 8

第1 本庁

1 裁判官の配置

鈴	木	正	弘
村	瀬	賢	裕
秋	吉	信	彦
平	手	一	男
松	田	敦	子
戸	崎	涼	子
磯	部	幸	惠
北	川	幸	代
井	口	礼	華
濱	口	紗	織
吉	岡	恵	恵
田	中	香	里
鈴	木	章	太郎
安	藤	大	祐
小	林	昂	平
津	田	康	平

2 部の構成

第一部 (民事第一部)

(総括)

秋	吉	信	彦
北	川	幸	代
小	林	昂	平

第二部 (民事第二部)

(総括)

松	田	敦	子
井	口	礼	華
鈴	木	章	太郎
安	藤	大	祐

第三部 (刑事部)

(総括)

村	瀬	賢	裕
平	手	一	男

戸崎涼子
濱口紗織
津田康平

3 裁判事務の分配

(1) 民事事件、行政事件 ((3)の事件を除く。)

第一部（民事第一部）及び第二部（民事第二部）に次のとおり分配する（所属する裁判官への分配割合で定められた事件はその割合により各部へ分配する。）。

ア 控訴事件等

控訴事件、抗告事件、即時抗告事件及び保全抗告事件
事件ごとに第一部及び第二部に順次分配する。

イ 第一審事件

(ア) 通常訴訟事件並びに手形訴訟及び小切手訴訟事件 事件ごとに

第一部に21分の8、第二部に21分の13の割合で分配する。

各部における新受事件の単独裁判官への分配割合

第一部

21分の3 秋吉信彦

21分の5 北川幸代

第二部

21分の3 松田敦子

21分の5 井口礼華

21分の5 鈴木章太郎

(イ) 行政事件及び人身保護事件

事件ごとに第一部及び第二部に順次分配する。

(ウ) 保全異議申立て事件、保全取消し事件及び保全執行の取消し事件（保全命令を発した後、仮差押解放金又は仮処分解放金が供託された場合の保全執行の取消し事件を除く。）

事件ごとに区別せず

5分の1 松田敦子

5分の2

井口礼華

5分の2

鈴木章太郎

ただし、上記3名の裁判官が発した保全命令に対する保全異議又は保全取消しの申立て事件は、当該保全命令事件を担当した裁判官以外の裁判官に分配する。

なお、保全異議又は保全取消しの申立て事件は、上記3名の裁判官の協議により、分配順序を変更して他の裁判官に分配替えすることができる。

(エ) 調停事件、特定調停事件

a 調停事件（職権調停事件のうち、当該部において自ら処理する事件は除く。）

2分の1

秋吉信彦

2分の1

松田敦子

b 特定調停事件

2分の1

秋吉信彦

2分の1

松田敦子

c 調停事件が分配された裁判官を調停主任に指定する。

(オ) 破産事件

a 破産管財人の選任が見込まれる事件

3分の1

松田敦子

3分の1

井口礼華

3分の1

鈴木章太郎

b 破産開始決定と同時に破産廃止が見込まれる事件

5分の1

松田敦子

5分の1

井口礼華

5分の1

鈴木章太郎

5分の2

安藤大祐

なお、(オ)の事件に関する裁判所書記官及び執行官の処分に対する異議その他の不服申立て事件及び否認の請求、免責、復権の申立てその他の付随事件については、(オ)の当該事件を現に担当する裁判官に分配する。

(カ) 再生事件、小規模個人再生事件、給与所得者等再生事件及び会社更生事件

a 再生事件及び会社更生事件

事件ごとに

3分の1 松田敦子

3分の1 井口礼華

3分の1 鈴木章太郎

b 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件

事件ごとに

3分の1 松田敦子

3分の1 井口礼華

3分の1 鈴木章太郎

なお、(カ)の事件に関する否認の請求、価格決定の請求その他の付隨事件については、(カ)の当該事件を現に担当する裁判官に分配する。

(キ) a 民事非訟事件、商事非訟事件（特別清算事件を除く。）及び公示催告事件

2分の1 秋吉信彦

2分の1 北川幸代

b 特別清算事件

3分の1 松田敦子

3分の1 井口礼華

3分の1 鈴木章太郎

c 借地非訟事件及び罹災都市借地借家法臨時処理事件

松田敦子

(ク) 過料事件 ((ソ)の事件に関する過料事件を除く。)

2分の1 秋吉信彦

2分の1 松田敦子

(ケ) 保全命令事件 ((コ)の事件及び(サ)の事件を除く。）及び担保取消決定の申立て事件

事件ごとに

2分の1

安藤大祐

2分の1

小林昂平

ただし、保全命令事件に限り、分配すべき裁判官に差し支えがあるときは、緊急処理のため、次順位の裁判官に分配する。

なお、保全命令を発した後、仮差押解放金又は仮処分解放金が供託された場合の保全執行の取消しは、当該保全命令を発した裁判官が担当する。当該裁判官が転出していた場合には、その所属が第一部のときは小林昂平裁判官が担当し、第二部のときは安藤大祐裁判官が担当する。

(コ) 仮の地位を定める仮処分命令事件（自動車に関する仮の地位を定める仮処分命令事件及び(サ)の事件を除く。）

5分の1

松田敦子

5分の2

井口礼華

5分の2

鈴木章太郎

(サ) 労働、商事及び知的財産権に関する仮処分命令事件

a 労働及び商事に関する事件

5分の1

松田敦子

5分の2

井口礼華

5分の2

鈴木章太郎

b 知的財産権に関する事件

5分の1

松田敦子

5分の2

井口礼華

5分の2

鈴木章太郎

(注)

a 労働に関する事件とは、労働契約、就業規則、労働協約又は労働組合規約上の権利義務に関する紛争、労働基準法又は労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権に関する紛争及び公務員の同種の紛争を内容とする事件をいう。

b 商事に関する事件とは、会社その他の法人に関する紛争を内容とする事件をいう。

c 知的財産権に関する事件とは、商標権、意匠権、著作権（プログラ

ムの著作物についての著作者の権利を除く。) 又は不正競争防止法に関する紛争及び商法第12条に関する紛争を内容とする事件をいう。

(シ) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に関する強制執行事件並びに担保権の実行としての競売等事件 (ただし、(ス)の事件を除く。)

事件ごとに

3分の1 秋吉信彦

3分の1 北川幸代

3分の1 小林昂平

なお、(シ)の事件に関する決定に対する執行異議その他の不服申立て事件及び裁判所書記官又は執行官の処分に対する異議申立て事件については、(シ)の当該事件を現に担当する裁判官に分配する。

(ス) 強制管理事件及び担保不動産収益執行事件

(民事執行法第180条第2号)

2分の1 秋吉信彦

2分の1 北川幸代

(セ) 債権その他の財産権に関する強制執行事件並びに担保権の実行及び行使事件

事件ごとに

3分の1 秋吉信彦

3分の1 北川幸代

3分の1 小林昂平

なお、(セ)の事件に関する決定に対する執行異議その他の不服申立て事件及び裁判所書記官又は執行官の処分に対する執行異議申立て事件については、(セ)の当該事件を現に担当する裁判官に分配する。

(ソ) 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件

a 財産開示事件

3分の1 秋吉信彦

3分の1 北川幸代

3分の1

小林昂平

b 第三者からの情報取得事件

3分の1

秋吉信彦

3分の1

北川幸代

3分の1

小林昂平

(タ) 訴え提起前の証拠保全申立て事件、証拠調べに関する共助事件及び和解勧告に関する共助事件

事件ごとに区別せず

2分の1

安藤大祐

2分の1

小林昂平

なお、国際司法共助に基づく送達の嘱託、執行官に対する送達の嘱託等の裁判官がその処理に関与しない共助事件は、分配を要しない。

(チ) 証拠収集処分申立て事件

2分の1

安藤大祐

2分の1

小林昂平

(ツ) 仲裁関係事件

4分の2

秋吉信彦

4分の1

井口礼華

4分の1

鈴木章太郎

(テ) 配偶者暴力等に関する保護命令事件

5分の1

松田敦子

5分の2

井口礼華

5分の2

鈴木章太郎

なお、分配予定の裁判官に差し支えがあるときは、緊急処理のため、次順位の裁判官に分配する。この場合においては、その直後に受け付けた新件を、分配した事件数に満つるまで、差し支えのため分配されなかつた裁判官に分配して調整する。

(ト) 労働審判事件

7分の1

秋吉信彦

7分の1

松田敦子

7分の1

北川幸代

7分の2

井口礼華

7分の2

鈴木章太郎

なお、分配された裁判官を労働審判官に指定する。

(ナ) 簡易確定事件

10分の4

松田敦子

10分の3

井口礼華

10分の3

鈴木章太郎

(ニ) その他の事件（仮登記仮処分、代替執行、執行文の付与等に関する異議、費用確定処分に関する異議、裁判所に基本事件のない執行官の処分に対する異議などの各種申立て事件）

事件ごとに区別せず

2分の1

秋吉信彦

2分の1

北川幸代

(ウ) 再審請求事件

再審請求事件は、原裁判をした部又は裁判官に分配する。

(エ) 上記定めによっても、分配すべき裁判官が定まらない場合（立件の要否の判断をする場合を含む。）は、第一部及び第二部に順次分配する。

なお、各部における裁判官への分配割合は、各部で別途定める。

(オ) 分配の調整

(ア) 事件の分配についての調整を行うため必要があるときは、第一部及び第二部に所属する全裁判官で構成する事務分配調整委員会を開く。

(イ) 関連事件の分配調整

各部又は各裁判官に分配された事件が、他の部又は裁判官に分配された事件と関連し、併せて審判することが相当と認められるときは、関係の部又は裁判官の協議によりいずれか一方の部又は裁判官にこれを分配替えができる。この場合においては、事件の分配替えをした直後に受け付けた新件を、分配替えした事件数に満つるまで、分配替えをした部又は裁判官に分配して調整する。

(ウ) 当事者数による分配調整

当事者が多数の事件については、次のとおり件数加算による分配調整を行う。この場合においては、加算の対象となった事件の分配を受けた部又は各裁判官に加算件数に満つるまで新件を分配しない方法で調整する。

- a 当事者数が11人以上50人未満のときは、10人を超えるごとに更に1件が分配されたものとみなす。ただし、事案の内容によりこの基準によることが相当でないときは、事務分配調整委員会において加算件数を定める。
- b 当事者数が50人以上のときは、事務分配調整委員会において加算件数を定める。ただし、加算件数の上限は15件とする。

上記aの件数加算による分配調整は、当該事件受付後直ちに行うものとするが、事務分配調整委員会において加算件数の変更があったときは、変更後直ちに再調整を行う。

上記bの件数加算による分配調整は、加算件数決定後直ちに行う。

カ 特別事件

- (ア) 次の事件を特別事件とする。
 - a 当事者数が50人以上の事件
 - b 事案の内容等に鑑み処理に多大な時間と労力を要し特別な配慮が必要であると事務分配調整委員会が認定した事件
- (イ) 現に特別事件が係属している部に新たに特別事件が分配された場合において、当該部の特別事件の係属性数が他の部に比して多いときは、当該部は、当該特別事件の分配替えを事務分配調整委員会に申し出ることができる。
- (ウ) 事務分配調整委員会は、申出を相当と認める場合、当該申出にかかる特別事件を他の部に分配替えする。この場合の分配調整は、分配替えが決定した後に受け付ける事件の分配の際に行う。
- (エ) 上記(ウ)による分配替えが行われた場合において、分配替えを申し出た部が当該事件の当事者数による件数加算を既に受けていたときは、分配替えが決定した後に受け付ける事件の分配の際に再度調整を行い、分配替えを受けた部が件数加算の効果を受ける。

(2) 刑事事件 ((3)の事件を除く。)

第三部（刑事部）に分配する。

ア 合議制事件

(ア) 裁判員対象事件

2分の1	合議A係	(裁判長)	村瀬 賢 裕
			濱口 紗 織
			津田 康 平
2分の1	合議B係	(裁判長)	平手 一 男
			戸崎 涼 子
			津田 康 平

(イ) 裁判員非対象事件

2分の1	合議A係	(裁判長)	村瀬 賢 裕
			濱口 紗 織
			津田 康 平
2分の1	合議B係	(裁判長)	平手 一 男
			戸崎 涼 子
			津田 康 平

(ウ) (ア)又は(イ)による合議体以外の合議体で審理することが相当と認められる事件が係属したときは、第三部裁判官の協議による合議体に分配する。

(エ) 再審請求事件（合議制）

2分の1	合議A係	(裁判長)	村瀬 賢 裕
			濱口 紗 織
			津田 康 平
2分の1	合議B係	(裁判長)	平手 一 男
			戸崎 涼 子
			津田 康 平

イ 一人制事件

(ア) 公判請求事件

1分の3			村瀬 賢 裕
1分の2			平手 一 男

11分の3

戸崎涼子

11分の3

濱口紗織

(イ) 証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、共助事件（没収、追徴保全に係る国際共助事件は除く。）、刑の執行猶予言渡取消の請求事件、刑事訴訟法第430条の準抗告事件、訴訟費用負担請求事件、検察審査会法第41条の9第1項による指定弁護士の指定（岐阜検察審査会、大垣検察審査会、多治見検察審査会の起訴議決にかかるもの）

全部

津田康平

(ウ) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下、「麻薬特例法」という。）第6章の規定並びに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第6章の規定による各審査請求事件（ただし、組織的犯罪処罰法第65条第1項（麻薬特例法第23条の場合を含む。）の取消請求事件は、原裁判をした合議係又は裁判官に分配する。）

10分の2

村瀬賢裕

10分の2

平手一男

10分の3

戸崎涼子

10分の3

濱口紗織

(エ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）による各種処遇事件、競合する処分の調整事件、鑑定入院先の指定を変更する事件

10分の2

村瀬賢裕

10分の2

平手一男

10分の3

戸崎涼子

10分の3

濱口紗織

(オ) 裁判員法第2条第3項による合議体を構成する事件

2分の1

村瀬賢裕

2分の1

平手一男

(カ) 再審請求事件（一人制）

4分の1	村瀬 賢 裕
4分の1	平手 一 男
4分の1	戸崎 涼 子
4分の1	濱口 紗 織

(キ) その他の事件（ウ、エ、オ、カ、キを除く。）

10分の2	村瀬 賢 裕
10分の2	平手 一 男
10分の3	戸崎 涼 子
10分の3	濱口 紗 織

ウ 刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、当該無罪判決をした合議係又は裁判官に分配する。

エ 訴訟費用の執行免除申立て事件、刑事事件における第三者所有物の没収の裁判の取消請求事件及び没収又は追徴の確定裁判の執行の共助をすることができる場合に該当する旨の決定の取消請求事件は、原裁判をした合議係又は裁判官に分配し、刑事損害賠償命令事件は、刑事被告事件が係属する合議係又は裁判官に分配する。

オ 医療観察法による鑑定入院命令に関する事件及び連戻状の請求に関する事件は、勤務時間内にあっては本庁の裁判官の協議により本庁の裁判官に、勤務時間外にあっては本庁及び大垣支部の裁判官の協議により本庁及び大垣支部の裁判官に分配する。

カ 医療観察法第41条第1項の決定があった場合の対象行為の存否に関する事件は、第三部裁判官の協議による合議体に分配する。

キ 令状事件等

(ア) 被疑者又は第1回公判期日前の被告人についての令状に関する事件、
(イ) 本文の勾留理由の開示の請求事件を除く。) は、勤務時間内にあっては本庁の裁判官の協議により本庁の裁判官に、勤務時間外にあっては本庁及び大垣支部の裁判官の協議により定める「令状事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分、鑑定入院命令、連戻状に関する事件及び観護措置の事務分配」に従い、本庁及び大垣支部の裁判官に分配する。

(イ) 被疑者又は第1回公判期日前の被告人の勾留理由の開示の請求事件

は、勾留状を発した裁判官に分配する。ただし、勾留状を発した裁判官が本庁の裁判官でないときは、本庁の裁判官の協議により本庁裁判官に分配する。

(ウ) 麻薬特例法第5章及び第6章の規定並びに組織的犯罪処罰法第4章及び第6章の規定により裁判官が行うこととされている没収、追徴保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立て事件は、勤務時間内にあっては本庁の裁判官の協議により本庁の裁判官に、勤務時間外にあっては本庁及び大垣支部の裁判官の協議により本庁及び大垣支部の裁判官に分配する。ただし、麻薬特例法第6章及び組織的犯罪処罰法第6章の令状請求事件は、国際共助による審査中であるときは、同審査を担当する裁判官に分配する。

(エ) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、傍受の原記録が支部に提出された場合であっても、本庁において取り扱う。

傍受の原記録の保管事務については、勤務時間内にあっては第三部の総括裁判官が、勤務時間外にあっては(ア)の協議により定められた裁判官が処理する。

(3) 差戻事件等

ア(ア) 民事合議制事件の差戻事件は第一部、第二部のうち原裁判をした部以外の部に、民事一人制事件の差戻事件は第一部、第二部のうち原裁判をした裁判官が所属しない部の裁判官に一人制事件の例により順次分配する。

(イ) 第一部又は第二部の民事合議制の構成員たる裁判官、民事一人制の裁判官及びこれらの部に配置された書記官に対する除斥又は忌避事件は、第一部及び第二部のうち当該裁判官又は書記官の所属しない部に順次分配する。

(ウ) 地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押え

又は仮処分の事件については、当該判決を言い渡した部の裁判官に一人制事件の例により順次分配する。

- イ(ア) 刑事合議制事件の差戻事件は、第三部のうち、原裁判をした裁判官が所属しない合議係に分配する。各合議係のいずれにも原裁判をした裁判官が所属しない場合は、合議制事件（裁判員対象事件）の例により順次分配する。ただし、当該合議係の裁判官だけで合議体を構成することが困難な場合は、第三部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加することとするが、第三部の裁判官で合議体を構成するのが困難な場合は、順次第一部、第二部から、各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。刑事一人制事件の差戻事件は第三部のうち原裁判をした裁判官以外の裁判官に一人制事件の例により順次分配する。
- イ(イ) 刑事合議制の構成員たる裁判官、刑事一人制の裁判官及びこれらに配置された書記官に対する除斥、忌避又は回避事件は、第三部のうち、当該裁判官又は書記官の所属しない合議係に分配する。ただし、当該合議係の裁判官だけで合議体を構成することが困難な場合は、第三部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加することとするが、第三部の裁判官で合議体を構成するのが困難な場合は、順次第一部、第二部から、各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。
- イ(ウ) 刑事合議制事件の準抗告事件は、第三部の合議A係及び合議B係に1対1の割合で分配する。ただし、当該合議係の裁判官だけで合議体を構成することが困難な場合は、第三部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加することとするが、第三部の裁判官で合議体を構成することが困難な場合（基本事件が法定合議事件のために準抗告事件の構成において予断排除への配慮が必要な場合などを含む。）は、順次、第一部、第二部から各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。

なお、準抗告事件を休日に処理する場合の構成は、本庁及び大垣支部の裁判官の協議により定める「休日の準抗告事件処理における裁判官の

構成について」による。

- (エ) 裁判員法第3条第2項による決定、同法第35条第3項による裁判員候補者の不選任請求の却下決定に対する異議申立て、同法第41条第4項による裁判員又は補充裁判員の解任請求に対する決定、同法第42条第2項による裁判員又は補充裁判員の解任請求の却下決定に対する異議申立て、同法第43条第4項による裁判員又は補充裁判員の解任決定及び同法第94条第2項による選任予定裁判員の選定の取消請求の却下決定に対する異議申立ては、当該公判請求事件が係属しない合議係が処理する。ただし、第三部の裁判官で合議体を構成することが困難な場合は、順次第一部、第二部から各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。
- (オ) 刑事訴訟法第262条第1項の付審判請求は、第三部の合議A係及び合議B係に1対1の割合で分配し、同法第266条第2号の付審判決定により審判に付された事件は、他方の合議係が処理する。ただし、他方の合議係の裁判官で合議体を構成することができない場合は、第三部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加することとするが、第三部の裁判官で合議体を構成することが困難な場合は、順次第一部、第二部から各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。
- ウ(ア) 医療観察法による差戻事件は、原決定をした裁判官以外の第三部の裁判官に一人制の事件の例により順次分配する。
- (イ) 医療観察法による合議体（同法第11条、第41条第1項）の裁判官、精神保健審判員及び書記官に対する除斥、忌避又は回避事件は第三部の当該事件を担当する裁判官の所属しない合議係に分配する。ただし、当該合議係の裁判官だけで合議体を構成することができない場合は、順次、第三部、第一部、第二部から各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。
- (4) 判事補の研さん
- 所長は、判事補（特例判事補を除く。）の研さんのため、同判事補に対し、第一部、第二部又は第三部の各裁判事務の取扱いを命じることができる。

4 裁判官の代理順序等

- (1) 第一部、第二部又は第三部の担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判官所属の部の他の裁判官が協議により代理する。
- (2) (1)によることができないときは、第一部、第二部の間ではそれぞれ互いに他の部の裁判官が協議により代理し、第三部については第一部又は第二部が交互にその部の裁判官の協議により代理する。
- (3) (2)によることができないときは、所長の指定する裁判官が代理する。
- (4) 裁判長に差し支えがある場合は、その部の上席者をもって裁判長とする。
- (5) 勤務時間外において緊急に処理を要する事件の裁判官の代理順序は、「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。

5 開廷日割

別添「開廷日割及び使用法廷区分」に定めるところによる。

第2 支部

1 裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官の代理順序

序名	裁判官の配置	裁判事務の分配		裁判官の代理順序
大垣	宮下尚行	民事	(1) 通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、再審事件、人身保護事件 各2分の1 (2) 保全命令事件及び担保取消決定の申立て事件、保全異議又は保全取消しの申立て事件 各2分の1 (3) 調停事件（下記前田早紀子裁判官の民事(5)の事件を除く。）、特定調停事件、会社更生事件、過料事件、再生事件 (4) 破産事件(管財事件) (5) その他（分配の定めのない事件）2分の1	前田 早紀子
		刑事	(1) 医療観察法による鑑定入院命令に関する事件及び連戻状の請求に関する事件 (2) 上記以外の事件 2分の1	
	前田 早紀子	民事	(1) 上記民事(1)の事件 各2分の1 (2) 上記民事(2)の事件 各2分の1 (3) 民事非訟事件、商事非訟事件、借地非訟事件、罹災都市借地借家臨時処理事件、共助事件、民事雑事件（担保取消決定の申立て事件、保全異議又は保全取消しの申立て事件を除く。） (4) 破産事件(同廃事件) (5) 分配を受けた訴訟事件で調停に付した事件 (6) その他（分配の定めのない事件）2分の1	宮下尚行

		刑 事	上記刑事(1)以外の事件 2分の1	
高 山	島 田 旭	民 事 刑 事	全 部	
多治見	細野なおみ	民 事	<p>(1) 通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 各2分の1</p> <p>(2) 保全命令事件及び担保取消決定の申立て事件、保全異議又は保全取消しの申立て事件、人身保護事件、配偶者暴力等に関する保護命令事件 各2分の1</p> <p>(3) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に関する強制執行事件並びに担保権実行としての競売等事件 各2分の1</p> <p>(4) 債権その他の財産権に関する強制執行事件並びに担保権の実行及び行使事件 各2分の1</p> <p>(5) 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件 各2分の1</p> <p>(6) 破産事件、再生事件、小規模個人再生事件、給与所得者等再生事件及び会社更生事件 各2分の1</p> <p>(7) 公示催告事件のうち地方裁判所に係属するもの</p> <p>(8) 調停事件（小川敦裁判官が分配を受けた訴訟事件において付された調停事件を除く。）及び特定調停事件</p> <p>(9) その他（分配の定めのない事件） 2分の1</p>	小川 敦

		刑 事	(1) 医療観察法による鑑定入院命令に関する事件及び連戻状の請求に関する事件 (2) 上記(1)以外の事件 2分の1	
	小川 敦	民 事	(1) 上記民事(1)の事件 各 2分の 1 (2) 上記民事(2)の事件 各 2分の 1 (3) 上記民事(3)の事件 各 2分の 1 (4) 上記民事(4)の事件 各 2分の 1 (5) 上記民事(5)の事件 各 2分の 1 (6) 上記民事(6)の事件 各 2分の 1 (7) 分配を受けた訴訟事件において付された調停事件 (8) 民事非訟事件、商事非訟事件、借地非訟事件、罹災都市借地借家法臨時処理事件、共助事件及び過料事件 (9) 訴え提起前の証拠保全申立て事件 (10) その他(分配の定めのない事件) 2分の 1	細野 なおみ
		刑 事	上記細野なおみ裁判官の刑事(1)以外の事件 2分の 1	
御 嵩	松 田 康 孝	民 事	全 部	
		刑 事	全 部	

(注)

- 1 大垣支部及び多治見支部において代理順序により定められた裁判官に差し支えのあるとき、並びに高山支部及び御嵩支部（注2に掲げる事件を除く。）の裁判官に差し支えのあるときは、本庁の各部の事務を総括する裁判官の協議により本庁裁判官が代理する。ただし、緊急に処理を要する事件については、本庁の裁判事務の分配による。
 - 2 下記(1)から(4)までの刑事事件につき、御嵩支部の裁判官に差し支えのあるときは、多治見支部の裁判官の協議により多治見支部の裁判官が代理する。
 - (1) 勾留延長請求事件
 - (2) 勾留を受けている者に対する移送同意の請求事件
 - (3) 保釈請求事件
 - (4) 起訴後の接見等禁止請求事件
 - 3 勤務時間外における緊急に処理を要する事件の裁判官の代理順序は、「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。
 - 4 調停事件の分配された裁判官を調停主任に指定する。
 - 5 支部に申し立てられた医療観察法による各種処遇事件、競合する処分の調整事件、鑑定入院先の指定を変更する事件については、本庁に回付する。
- 2 開廷日割
別添「開廷日割及び使用法廷区分」に定めるところによる。

第3 簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

序名	裁判官の置	裁判事務の分配	
岐阜	永野庄彦	民 事	<p>(1) 通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、再審事件 5分の2</p> <p>(2) 少額訴訟事件（少額訴訟から通常移行した事件を含む。） 3分の1</p> <p>(3) 調停事件（永野庄彦裁判官と村上智子裁判官が職権調停に付し、自ら処理する事件は除く。） 2分の1</p> <p>(4) 公示催告事件</p> <p>(5) 和解事件、過料事件、借地非訟事件</p> <p>(6) 保全命令事件、保全異議申立て事件保全取消申立て事件、担保取消申立て事件</p> <p>(7) 共助事件、証拠保全申立て事件</p>
		刑 事	<p>(1) 略式事件 3分の1</p> <p>(2) 勾留、令状事件</p>
	村上智子	民 事	<p>(1) 通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、再審事件 5分の2</p> <p>(2) 少額訴訟事件（少額訴訟から通常移行した事件を含む。） 3分の1</p> <p>(3) 調停事件（永野庄彦裁判官と村上智子裁判官が職権調停に付し、自ら処理する事件は除く。） 2分の1</p>
		刑 事	<p>(1) 刑事訴訟事件の第1回公判期日前の被告人についての没収保全等事件、証拠保全申立て事件、証人尋問請求事件、勾留に関する処分 3分の1</p> <p>(2) 略式事件</p> <p>(3) 勾留、令状事件</p>

		民 事	(1) 通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、再審事件 5分の1 (2) 少額訴訟事件 (少額訴訟から通常移行した事件を含む。) 3分の1
	海老澤 俊一	刑 事	(1) 略式事件 3分の1 (2) 勾留、令状事件 (3) 共助事件、刑の執行猶予取消請求事件
	村瀬 賢裕	刑 事	(1) 刑事訴訟事件 (略式事件に係る正式裁判請求事件、略式不相当事件を含む。) 全部 (2) 再審請求事件 全部
郡 上	(兼) 島田 旭	民 刑 事 事	全 部
		民 事	緊急を要するもの
	宮下 尚行	刑 事	(1) 刑事訴訟事件 ((2)を除く。) 2分の1 (2) 刑事訴訟事件のうち、前田早紀子裁判官が分配を受けた略式事件に係る正式裁判請求事件、略式不相当事件 (3) 略式事件 (緊急を要するもの) (4) 令状事件 (紀平和成裁判官差支えのもの)
大 埼		民 事	緊急を要するもの
	前田 早紀子	刑 事	(1) 刑事訴訟事件 ((2)を除く。) 2分の1 (2) 刑事訴訟事件のうち、他の裁判官が分配を受けた略式事件に係る正式裁判請求事件 (3) 略式事件 (緊急を要するもの) (4) 令状事件 (紀平和成裁判官差支えのもの)
	紀平和成	民 事	全 部 (他の裁判官が分配を受けたものを除く。)

		刑 事	(1) 略式事件（他の裁判官が分配を受けたものを除く。） (2) 令状事件（他の裁判官が分配を受けたものを除く。）
御 嵩	松 田 康 孝	民 事	裁判官の協議により、松田康孝裁判官が処理するとされた事件
		刑 事	海老澤俊一裁判官が分配を受けた事件を除く全ての事件（令状事件を含む。）※1
	(兼) 海老澤 俊一	民 事	全 部（ただし、裁判官の協議により、松田康孝裁判官が処理するとされた事件を除く。）
		刑 事	(1) 略式事件（填補日※2に処理できるもの） (2) 令状事件（填補日※2に処理できるもの）
多治見	細野 なおみ	刑 事	(1) 刑事訴訟事件のうち、熊野浩靖裁判官が分配を受けた略式事件に係る正式裁判請求事件、略式不相当事件 2分の1 (2) 略式事件のうち公職選挙法違反に関するもの (3) 令状事件
		民 事	調停事件（特定調停事件を含む。） ※1
	小川 敦	刑 事	(1) 刑事訴訟事件のうち、熊野浩靖裁判官が分配を受けた略式事件に係る正式裁判請求事件、略式不相当事件 2分の1 (2) 令状事件
		民 事	全 部
	(兼) 熊野 浩 靖	刑 事	他の裁判官に分配されない事件（令状事件を含む。）

中津川	(職務代行) 細野 なおみ	刑 事	(1) 刑事訴訟事件のうち、熊野浩靖裁判官が分配を受けた略式事件に係る正式裁判請求事件、略式不相当事件 (2) 令状事件	2分の1
	(職務代行) 小川 敦	刑 事	(1) 刑事訴訟事件のうち、熊野浩靖裁判官が分配を受けた略式事件に係る正式裁判請求事件、略式不相当事件 (2) 令状事件	2分の1
	熊野 浩 靖	民 事	全 部	
高 山	島 田 旭	刑 事	他の裁判官に分配されない事件（令状事件を含む。）	
高 山	島 田 旭	民 刑 事	全 部	

※1 他の裁判官に差し支えがあるときは、上記の分配割合にかかわらず分配する。

※2 填補日は、[] (ただし、令和6年

4月から7月までの間は、各月の[]のうち、更に一日分を追加) とし、御嵩簡易裁判所の裁判官の協議により調整する。

(注)

1 雜事件のうち、本案事件に付隨するもの又は先行の関連事件があるものは、上記の事務分配にかかわらず、本案事件又は関連事件の分配された裁判官に分配する。

2(1) 勤務時間内における令状に関する事件は、岐阜、大垣及び多治見の各簡易裁判所においては、請求を受けた簡易裁判所の裁判官の協議により分配する。

(2) 勤務時間外における令状に関する事件は、岐阜簡易裁判所においては、岐阜及び大垣の各簡易裁判所の裁判官の協議によりそれらの裁判官に、多治見簡易裁判所においては、多治見簡易裁判所の裁判官及び同裁判所の代行裁判

官の協議によりそれらの裁判官に、それぞれ分配する。

3 被疑者又は第1回公判期日前の被告人の勾留理由の開示の請求事件は、勾留状を発した裁判官に分配する。ただし、多治見簡易裁判所になされた同事件のうち、勾留状を発した裁判官が御嵩簡易裁判所の裁判官であるときは、細野なおみ裁判官に分配する。

4(1) 高山簡易裁判所における略式事件のうち、公職選挙法違反に関するものは、上記の定めにかかわらず、岐阜簡易裁判所の裁判官の協議により、同裁判所の裁判官に分配する。

(2) 御嵩簡易裁判所における略式事件のうち、公職選挙法違反に関するものは、上記の定めにかかわらず、細野なおみ裁判官に分配する。

(3) 中津川簡易裁判所における略式事件のうち、公職選挙法違反に関するものは、上記の定めにかかわらず、小川敦裁判官に分配する。

5 刑事再審請求事件は、原裁判をした裁判官に分配する。

6 岐阜簡易裁判所における上記に定めのない事件は、岐阜簡易裁判所の裁判官の協議により、そのいずれかの裁判官に分配する。

なお、特に必要がある場合は、岐阜簡易裁判所の裁判官の協議により、個別事件の配てん替えをすることができる。

7 永野庄彦裁判官、村上智子裁判官及び海老澤俊一裁判官を調停主任裁判官に指定する。

2. 裁判官の代理順序等

序名	差し支え裁判官	代理裁判官 (左から順次代理)		代行裁判官 (番号順)
岐阜	永野庄彦	村上智子	海老澤俊一	
	村上智子	永野庄彦	海老澤俊一	
	海老澤俊一	村上智子	永野庄彦	
	村瀬賢裕	濱口紗織		
郡上	(兼) 島田旭			鈴木章太郎
大垣	宮下尚行	前田早紀子	紀平和成	
	前田早紀子	宮下尚行	紀平和成	
	紀平和成	前田早紀子	宮下尚行	
御嵩	松田康孝	(兼) 海老澤俊一 (填補日に限る。)		1 小川敦 2 細野なおみ 3 熊野浩靖
	(兼) 海老澤俊一	松田康孝		
多治見	細野なおみ	小川敦		松田康孝
	小川敦	細野なおみ		
	(兼) 熊野浩靖	小川敦	細野なおみ	
中津川	熊野浩靖			1 細野なおみ 2 小川敦 3 松田康孝
高山	島田旭			1 海老澤俊一 2 村上智子 3 永野庄彦

(注)

- 勤務時間外における緊急に処理を要する事件の裁判官の代理順序は、「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。
- 上記代理裁判官、代行裁判官によることができないときは、所長の指定す

る裁判官が代理又は代行する。

3 開廷日割

別添「開廷日割及び使用法廷区分」に定めるところによる。

第4 補則

- 1 支部及び管内簡易裁判所の民事の裁判官に対する除斥又は忌避事件は、本庁第一部及び第二部に順次分配する。
- 2 支部及び管内簡易裁判所の刑事の裁判官に対する除斥、忌避又は回避事件は本庁第三部に分配する。
- 3 支部及び管内簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件は、本庁第三部において処理する。
- 4 (1) 被疑者の国選弁護人選任請求に関する事務（職権選任、複数選任及び解任を含む。）は、別添「被疑者国選弁護人に関する事務分配」によって行う。
(2) 管内簡易裁判所の事務を引き継いだ裁判官は、当該裁判所の職務を代行して取り扱う。
- 5 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検検索許可状の請求については、勤務時間内は通常の令状事務処理に準じて取り扱い（本庁及び岐阜簡裁を除く。）、勤務時間外については「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。

開廷日割及び使用法廷区分

序名	法廷番号	開廷日	使用裁判官(部・係)	備考
本 庁	301号	月	民事部合議係	第1、3、5月曜日
		火	濱口裁判官(3係)	刑事(第2、4月曜日)
		水	村瀬裁判官(1係)	刑事
		木	村瀬裁判官(1係)	刑事
		金	刑事部合議A係	
	302号	月	濱口裁判官(3係)	刑事
		火	戸崎裁判官(4係)	
		水	刑事部合議B係	
		木	平手裁判官(2係)	刑事
		金	村瀬裁判官(5係)	刑事
	303号	月	戸崎裁判官(4係)	刑事
		水	濱口裁判官(3係)	刑事
		木	平手裁判官(2係)	刑事
		金	民事第2部合議係	
	304号	水	民事第1部合議係	
		金	鈴木裁判官(6係)	民事
		月	北川裁判官(1係)	民事
		火	秋吉裁判官(3係)	民事
	305号	水	松田裁判官(2係)	民事
		木	井口裁判官(5係)	民事
		月	井口裁判官(5係)	民事第2、4、5木曜日
		木	鈴木裁判官(6係)	民事第1、3、5木曜日
	501号 (ラウンドテーブル)	隨時	民事部	
	502号 (ラウンドテーブル)	隨時	民事第1部	
	503号 (ラウンドテーブル)	隨時	民事第2部	
大垣支部	301号	月	前田裁判官	刑事
		水	宮下裁判官	刑事
		金	宮下裁判官	民事
	302号	金	前田裁判官	民事
	203号 (ラウンドテーブル)	月	宮下裁判官	民事
		水	前田裁判官	民事
		金	宮下裁判官	民事
	104号 (ラウンドテーブル)	火	前田裁判官	民事
		木	宮下裁判官	民事
		金	前田裁判官	民事

高山支部	1号	火 水	島田裁判官 島田裁判官	民事 刑事
	3号 (ラウンドテーブル)	火	島田裁判官	民事
多治見支部	301号	火 木	細野裁判官 (A係) 小川裁判官 (B係) 細野裁判官 (A係) 小川裁判官 (B係)	刑事 刑事 刑事 刑事
		月 火	小川裁判官 (B係) 細野裁判官 (A係)	民事 民事
		水	小川裁判官 (B係)	民事 (1、3、5週)
		木	細野裁判官 (A係)	民事
	302号 (ラウンドテーブル)	金	小川裁判官 (B係) 細野裁判官 (A係)	民事 民事 (2、4週)
		月	小川裁判官 (B係)	民事
		火	細野裁判官 (A係)	民事
		水	小川裁判官 (B係)	民事 (1、3、5週)
		木	細野裁判官 (A係)	民事
			小川裁判官 (B係)	民事
御嵩支部	1号	月 水 金	松田裁判官 松田裁判官 松田裁判官	刑事 民事 民事
	2号 (ラウンドテーブル)	水、金	松田裁判官	民事
	303号	隨時	刑事	第1、3、5月曜日 を除く。
岐阜簡裁	308号	月 火 木	海老澤裁判官 永野裁判官 村上裁判官	民事 民事 民事
郡上簡裁	101号 (ラウンドテーブル)	隨時	民事	
	1号	金	島田裁判官	民事、刑事 第1、第3金曜日
	2号 (ラウンドテーブル)	金	島田裁判官	民事 第1、第3金曜日
大垣簡裁	301号	月 水	前田裁判官 宮下裁判官	刑事 刑事
	302号	月、火、水	紀平裁判官	民事
	104号 (ラウンドテーブル)	月、水	紀平裁判官	民事
		月	松田裁判官	刑事

御嵩簡裁	1号	水 木	海老澤裁判官 海老澤裁判官	民事 民事
	2号 (ラウンドテーブル)	水、木	海老澤裁判官	民事
多治見簡裁	301号	月 火	熊野裁判官 熊野裁判官	民事 刑事
	101号 (ラウンドテーブル)	月	熊野裁判官	民事
中津川簡裁	1号、 2号 (ラウンド テーブル)	水、木	熊野裁判官	民事・刑事
高山簡裁	1号	水	島田裁判官	刑事
	2号	木	島田裁判官	民事
	3号 (ラウンドテーブル)	木	島田裁判官	民事

被疑者国選弁護人に関する事務分配

1 勾留請求時（勾留状発付時）の被疑者国選弁護人選任請求にかかる選任事務 (職権選任、複数選任を含む。)

勾留状発付裁判所	平日	休日
本庁・岐阜簡裁	勾留担当裁判官	当直担当裁判官
支部・簡裁（岐阜を除く）	各支部・簡裁の裁判官 ※高山に越し、本庁からのてん補裁判官 が勾留質問手続を担当した事件につい ては、指名通知依頼まで行い、以降は 本庁に引き継ぎ、本庁で処理するこ ができる。	本庁処理 (当直担当裁判官) ※高山、多治見については、 指名通知依頼まで行い、 以降は本庁に引き継ぎ、 本庁で処理する。

2 勾留後（勾留状発付後）の被疑者国選弁護人選任請求にかかる選任事務 (職権選任、複数選任を含む。)

勾留状発付裁判所	平日	休日
本庁・岐阜簡裁	刑事部裁判官（勤務時間内） 当直担当裁判官（勤務時間外）	当直担当裁判官
支部・簡裁（岐阜を除く）	本庁処理 (刑事部裁判官（勤務時間内）) (当直担当裁判官（勤務時間外）)	本庁処理 (当直担当裁判官)

3 解任及びこれに伴う弁護人選任の事務

選任をした裁判所	平日	休日
本庁・岐阜簡裁	刑事部裁判官（勤務時間内） 当直担当裁判官（勤務時間外）	当直担当裁判官
支部・簡裁（岐阜を除く）	各支部・簡裁の裁判官	本庁処理 (当直担当裁判官) ※選任した裁判所で処理する ことが相当と判断した場合 はこの限りでない（翌開庁 日に同庁に回付する。）。

令和 6 年度における岐阜地方裁判所及び同管内簡易裁判所の
司法行政事務の代理順序等

令和 6 年 1 月 1 日施行

令和 6 年 4 月 1 日施行

岐 阜 地 方 裁 判 所

1 本庁

(1) 所長に差し支えのあるときの司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

村瀬 賢 裕

秋吉 信 彦

松田 敦 子

(2) 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときの司法行政事務は、当該部所属の裁判官が「令和6年度における岐阜地方裁判所及び同管内簡易裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官に差し支えのあるときの代理順序及び開廷日割」の「第1の1 裁判官の配置」の記載の順序に従い、順次に代理する。

2 大垣支部、高山支部、多治見支部及び御嵩支部

支部長に差し支えのあるときの司法行政事務は、大垣支部においては前田早紀子裁判官が、高山支部においては村瀬賢裕裁判官が、多治見支部においては小川敦裁判官が、御嵩支部においては秋吉信彦裁判官が、それぞれ代理する。

3 簡易裁判所

(1) 岐阜簡易裁判所

司法行政事務を掌理する簡易裁判所裁判官に差し支えのあるときの司法行政事務は、その裁判官の裁判事務を代理する裁判官がその順序で代理する。

(2) 大垣簡易裁判所及び多治見簡易裁判所

司法行政事務を掌理する簡易裁判所裁判官に差し支えのあるときの司法行政事務は、その裁判官の裁判事務を代理する裁判官がその順序で代理する。

(3) 高山簡易裁判所、御嵩簡易裁判所、郡上簡易裁判所及び中津川簡易裁判所

司法行政事務を掌理する簡易裁判所裁判官に差し支えのあるときの司法行政事務は、その裁判官の裁判事務を代行する裁判官がその順序で代理する。